

花見川周辺資源の活用方策検討支援業務

公募型プロポーザル募集要項

—目次—

1	業務の目的	1
2	花見川利活用の趣旨	1
3	業務の概要	1
4	契約締結までのスケジュール	1
5	企画提案の参加要件に関する事項	2
6	企画提案の手続きに関する事項	3
7	企画提案の内容に関する事項	4
8	選定方法	6
9	契約手続等	8
10	企画提案の無効に関する事項	8
11	その他留意事項	8

1 業務の目的

本業務は、花見川流域の魅力向上に資する印旛沼流域におけるかわまちづくりへの参画を見据えた、さらなる花見川流域の活用方策を検討するため、過年度の取組みを踏まえ、花島公園だけでなく、花見川サイクリングコース及び沿川の公園緑地（以下「花見川流域公園緑地」とする。）の活用可能性を検討するための支援を行うとともに、特に拠点となる花島公園においては、官民連携事業実施を見据えた社会実験を花島公園全体（有料施設を除く）へ拡大して取組むことで、さらなる利用者のニーズを把握することを目的とする。

調査業務や計画策定業務や、実際の河川や公園緑地を活用したまちづくり実践、地域に根差してさまざまな関係者と良好な関係性を築きながら円滑に検討を進める高度な企画力やスキル等が必要であることから、豊富な経験、高い専門知識を有する事業者に策定支援業務を委託するものである。

2 花見川利活用の趣旨

本市では、河川を活かしたまちづくりを推進することとしており、その一環として、花見川流域の魅力向上を図るため、流域の公園緑地の中でも拠点となる花島公園お花見広場において、令和元年度より、社会実験としてカヤック体験イベントの開催等を行うとともに、官民連携事業実施を見据えたサウンディング調査を実施した。過年度の取組み結果を踏まえ、印旛沼流域におけるかわまちづくりへの参画を見据え、さらなる花見川流域の活用方策を検討するものである。

3 業務の概要

- (1) 委託名 花見川周辺資源の活用方策検討支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から令和6年3月26日（火）まで
- (4) 委託限度額 9,460,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件 契約書記載の委託業務を委託期間内に完了し、発注者が行う検査に合格し、契約の成果物を発注者に引き渡した場合、受注者からの請求に基づき、その委託料を一括で支払うこととする。（業務完了後、一括払い）
- (6) 業務担当課（問い合わせ先）

千葉市都市局公園緑地部緑政課 企画調整班	
郵便番号	260-8722
住所	千葉市中央区千葉港2-1
電話番号	043-245-5747
FAX番号	043-245-5885
電子メール	ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

4 契約締結までのスケジュール

本業務委託の契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公募開始、要項公表	令和5年4月10日（月）
質問の受付	令和5年4月10日（月）～令和5年4月18日（火）
質問に対する回答期限	令和5年4月20日（木）

企画提案書等提出	令和5年4月10日（月）～令和5年5月2日（火）
プレゼンテーション実施	令和5年5月中旬
選定結果通知	令和5年5月下旬
契約締結	令和5年5月下旬を予定

5 企画提案の参加要件に関する事項

企画提案に参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- ウ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
- カ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- キ 公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
- ク 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
- ケ 千葉県内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(2) 過去10年以内において、同種業務（*1）、またはそれに準ずる業務の受託実績（平成25年度から令和4年度の間に完了した業務）を有していること。

(3) 共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）を構成して提案する場合は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。なお、共同体を構成する者は、共同体を代表してその権限を行う代表者及び構成員とする。

- ア 共同事業体の代表者及び構成員が前記（1）の要件を満たしていること。
- イ 共同事業体は、前記（2）の要件を満たしていること。
- ウ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員として又は単独で本件プロポーザルに参加していないこと。

（*1）同種業務とは、公共空間の利活用に伴い、ワークショップやイベントなどを通じた利用者のニーズ把握を含む、整備の検討・活用又は計画策定及び調査に係る業務を指す。

6 企画提案の手続きに関する事項

(1) 参加申込について

別紙「花見川周辺資源の活用方策検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする）記載の委託業務の内容を熟読するとともに、本募集要項「6 企画提案の内容に関する事項」を踏まえたうえ、必要書類を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

様式	内容	部数	留意事項
第1号	企画提案参加申込書	1部	
第2号	誓約書	1部	・共同事業体の場合は代表企業及び構成員すべて誓約書を提出すること
第3号	類似業務等の履行実績	1部	・記載された業務実績の内容を確認できるもの（契約書、認定書の写し、TECRIS 登録書等）の写しも添付すること
第4号※	提案価格内訳書	7部	・正本1部、副本6部
任意※	企画提案書	7部	・正本1部、副本6部
第5号	共同事業体等一覧表	1部	・共同事業体の場合のみ提出
第6号	委任状（共同事業体等）	1部	・共同事業体の場合のみ提出
—	提案価格内訳書、企画提案書の電子データを格納した CD（または、電子メールでの送付も可）	1枚	・以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であること ・Microsoft Word 2010 ・Microsoft Excel 2010 ・Microsoft PowerPoint 2010 ・Adobe Reader 11

※様式第4号及び企画提案書については、正本1部のみ押印の上、企業名を記載し、他6部は押印不要、企業名を記載しないこと。

イ 提出方法 郵送、FAX、電子メール又は持参

ウ 提出期限 2023年5月2日（火）午後5時必着

※平日の午前9時から午後5時まで受付

※郵便の場合も、締切日の午後5時必着とする。なお、事故等による未着等について、千葉市では責任を負わない。

エ 提出先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1

千葉市中央コミュニティセンター9階

千葉市都市局公園緑地部緑政課 企画調整班

オ その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退申出書（任意様式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届には以下の必要項目を必ず記載すること。

必要項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者を押すこと）、辞退理由

(2) 質問受付・回答について

本募集要項及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、以下の手順により質問書を提出すること。

- ア 提出書類 別紙様式第7号
- イ 受付期限 令和5年4月18日（火）午後5時必着
※期限を過ぎて提出された質問は受け付けない
- ウ 提出方法 以下の業務担当課電子メールアドレス宛てに提出すること。
件名は「花見川周辺資源の活用方策検討支援業務委託 質問書〇〇会社（会社名）」とし、提出後にはその旨を電話で連絡すること。
メールアドレス：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
※電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない
- エ 回 答 質問に対する回答は、令和5年4月20日（木）午後5時までに千葉市ホームページに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。
※回答は千葉市ホームページにて公表し、質問者への個別の回答は行わない。

7 企画提案の内容に関する事項

企画提案書、提案価格内訳書、プレゼンテーションにより審査を実施する。

(1) 企画提案書、提案価格内訳書について

ア 企画提案書について

以下の事項について提案内容をわかりやすく文書にまとめること。なお、表紙や目次等を含め、20ページ程度に収めること。

(ア) 本業務委託全体の計画について

各業務の有機的なつながりや本業務の全体像を踏まえ、業務スケジュールを示すこと。

(イ) 同趣旨の業務委託等の実績について

過去10年間以内における同種業務（*1）、またはそれに準ずる業務の受託実績（平成25年度から令和4年度の間に完了した業務）のすべてを一覧で記載するとともに、うち本業務委託へ特に役立つと考えられる完了業務のうち代表的な業務を取り上げ、その有効性を記述すること。

なお、受託実績の一覧については、以下の必要項目を必ず記載すること。

必要項目：業務名、実施主体（発注者）、業務期間、受注金額

(ウ) 業務実施体制

本業務について、総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、

千葉市が定める監督職員からの指示、連絡事項及び打ち合わせ内容等をこれらの者の中で共有する方法並びに担当者によって成果物等の品質に差が生じないようにする管理方法を記述すること。

(エ) 業務担当者の経歴等

本業務委託を実施する業務担当者の経歴を記述すること。なお、経歴については、業務委託の実績の概要（自治体等の名称や当該プロジェクトにおける役割等）を記載すること。

(オ) 委託業務について

仕様書に記載の「4. 委託業務の内容」について、以下の項目に対する考えを記述すること。

a 花見川流域公園緑地の活用方策検討

・かわまちづくりへの参画を見据えた、利用者のニーズ把握のための手法の工夫

b 花島公園お花見広場を中心とした官民連携事業導入可能性の検討

①花見川を活用した水上アクティビティ体験の提供

・地域の活動団体等と連携した取組みへの工夫・提案

・花見川を活用した取組みに関する情報発信の工夫

②花島公園お花見広場を中心とした社会実験

・花見川を活用した花島公園における官民連携事業導入を見据え、花島公園や花見川の特性を活かした取組みの提案

・利用者のニーズ把握のための手法の工夫

・地域の活動団体等と連携した取組みへの工夫・提案

c その他

・関連する市の取組みとの連携

・本業務の目的等を踏まえ、前述の a・b のほかに積極的な提案があれば、それについて記述

イ 提案価格内訳書について

(ア) 提案内容を実現するために必要なすべての経費を見積もり、総額を記載すること。また、その金額について、仕様書記載の「4. 委託業務の内容」の項目（ただし、4-2 (2) についてはさらにア・イの項目まで分けること）及びその他必要業務ごとに内訳を記載すること。なお、内訳はできるだけ詳細に分類して記載すること。

(イ) 消費税率は10%とする。

(2) プレゼンテーションについて

本業務委託について業務担当者に直接確認することにより、本業務を確実に実施できるものであるか審査することを目的として、プレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施日 令和5年5月中旬

※千葉市役所にて実施することとし、詳細は別途電子メールで通知

- (イ) 出席者 実施責任者（必須）及び業務担当者の計3名まで
- (ウ) 内容・時間 提出した企画提案書のみを使用し、10分程度で説明すること。
その後、プレゼンテーションの内容及び審査基準に沿った質疑応答を10分程度実施。（計20分程度を想定）
- (エ) 備品等 使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。
- (オ) その他 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 留意事項

ア 書類提出における留意事項

用紙は原則として日本工業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いること。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折りたたむこと。

イ 電子データにおける留意事項

提出物は以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であることとする。

- ・Microsoft Word 2010
- ・Microsoft Excel 2010
- ・Microsoft PowerPoint 2010
- ・Adobe Reader 11

8 選定方法

(1) 審査・選定方法について

- ア 千葉市が設置する選定委員会の委員が、審査基準に基づき、提出された企画提案書、提案価格内訳書及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、合計点が最も高い1者を優先交渉者（受注候補者）として選定する。
- イ 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- ウ 委員全員の合計点が6割以上に達した者を選定の対象とする。
- エ 最高得点者が2者以上あるときは、委員の合議により選定する。

(2) 審査項目について

企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、各審査項目について得点を付与する。満点は100点であり、審査項目及び点数配分は次のとおり。

審査項目	審査基準	配点
基本方針 (10点)	業務の目的等を理解した上での提案となっている。	10
運営能力 実施体制	本事業に類する事業実績、成績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できる。	5

(15点)	業務を実施する上で適切な人員が確保されており、適切な役割分担となっている。	5
	工程計画が適確に組み、効率的な事業実施が期待できる。	5
企画提案 (70点)	仕様書に示す業務内容の達成に向け、本委託で目的とする利用者のニーズ把握のための方法（取組み）が明確である。	20
	花島公園や花見川（本委託で対象とする場所）の特徴・特性を活かした取組み内容の提案がなされているか。	20
	かわまちづくり計画への参画や官民連携事業の導入を見据え、地元関係者との良好なコミュニケーションを図りながら進められる取組みとして優れている。	15
	関連する市の政策や事業等と連携した提案である。	10
	本業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案である。	5
プレゼンテーション (5点)	企画提案書のまとめ方が、簡潔で分かりやすい。	5
合 計		100

※詳細な配点・係数等については、別紙「花見川周辺資源の活用方策調査業務委託企画提案審査選定基準」を参照すること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション実施の翌日以降に、すべての参加者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。なお、審査内容に関する質問や、選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

9 契約手続等

- (1) 優先交渉者と交渉し、詳細な委託業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の結果、業務内容の一部が変更となる場合がある。
- (2) 優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない時は、次点以下の者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 留意事項
 - ア 受注者決定後、速やかに契約書を作成することとし、契約にあたっては、契約書を2通作成。各1通を保有する。
 - イ 契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとする。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
 - ウ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
 - エ 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。
 - オ その他、業務遂行上発生した問題については、千葉市と受注者の協議のうえ、対応を決定することとする。

10 企画提案の無効に関する事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、無効または失格とする。

- (1) 企画提案の参加要件を満たさない場合
- (2) 本募集要項を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽や重要な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提案価格内訳書に記載されている金額が委託限度額を超えた場合
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案の参加に必要な費用は、すべて企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限以降の書類の変更、差し替えや加除修正は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (7) 企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

「花見川周辺資源の活用方策検討支援業務委託企画提案」審査選定基準

事業者名	
採点者名	

採点項目

No.	評価項目	(審査の着眼点)	審査基準	該当箇所	配点		審査による評点*					係数	評価点
1	基本方針	本業務の目的や条件を的確に理解し、業務の全体像を明確に描けているか。	業務の目的等を理解した上での提案となっている。	全体	10	10	5	4	3	2	1	×2	
2	業務実施能力	公共空間(公園緑地または河川の利活用等)に係る業務実績があるか。または経験が活かされると考えられる有効な実績があるか。	本事業に類する事業実績、成績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できる。	様式第3号	15	5	5	4	3	2	1	×1	
3		運営が組織化され、指導・監督体制が整備されているか。また、適切な人員が配置されているか。	業務を実施する上で適切な人員が確保されており、適切な役割分担となっている(得意分野が異なる複数社による共同企業体での実施体制でも可)。	業務実施体制(任意様式)		5	5	4	3	2	1	×1	
4		業務スケジュールが現実的であり、業務の確実な実施・運営が見込めるか。	工程計画が適確に組まれ、効率的な事業実施が期待できる。	工程計画(任意様式)		5	5	4	3	2	1	×1	
5	企画提案能力	【本委託業務の目的達成に向けた適切な提案となっているか】 ①花見川流域の活用方策検討調査について、利用者のニーズ把握のための方法(取組み)は、具体的かつ効率的な提案となっているか。 ②花島公園お花見広場を中心とした民間活力導入可能性調査について、過年度のサウンディング調査や社会実験実施結果を踏まえ、利用者のニーズ把握のため具体的かつ効率的な取組み内容の提案となっているか。	仕様書に示す業務内容の達成に向け、本委託で目的とする利用者のニーズ把握のための方法(取組み)が明確である。	業務内容に関する企画提案①②	75	20	5	4	3	2	1	×4	
6		【場所の特性を理解し、活かす提案となっているか】 花島公園や花見川の特徴・特性を活かした取組み内容(場所の選定含む)の提案がなされているか。	花島公園や花見川(本委託で対象とする場所)の特徴・特性を理解し、活かした提案である。	業務内容に関する企画提案①②		20	5	4	3	2	1	×4	
7		【令和6年度以降の取組みにつながる提案となっているか】 かわまちづくり計画への参画に伴う、将来的な花島公園お花見広場を中心とした民間活力導入を見据え、地域住民や地域の活動団体等との関係構築や、持続可能な賑わいの創出に向けた体制づくりを意識した提案となっているか。	かわまちづくり計画への参画や官民連携事業の導入を見据え、地元関係者との良好なコミュニケーションを図りながら進められる取組みとして優れている。	業務内容に関する企画提案②		15	5	4	3	2	1	×3	
8		【本業務の位置づけを理解した提案となっているか、または考慮した提案となっているか】 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023において重視する内容を踏まえながら、河川を活かしたまちづくりの推進(「花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化」との連携など)を意識した提案となっているか。	関連する市の政策や事業等と連携した提案である。	業務内容に関する企画提案①②		10	5	4	3	2	1	×2	
9		本業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案がなされているか。	本業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案である。	業務内容に関する企画提案①②		5	5	4	3	2	1	×1	
10		企画提案書のまとめ方が、簡潔で分かりやすい。	同左	業務内容に関する企画提案①②		5	5	4	3	2	1	×1	
					100							／100	

※各項目について、採点欄の数字に○をつけてください。
 ※全てのプレゼンテーションが終了した後に、まとめて回収します。
 ※合計欄は空欄のまま提出していただいて結構です。
 ※各採点者の評価点の合計(100点満点)を合計したもの(100×5=500点満点)を最終的な評価点とします。

* 審査による評点

評点	評価の基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	十分である
2	やや劣る
1	劣る